

建物共済の仕組みが変わります!!

建物共済の仕組み改善を行います。近年多発する自然災害や、地震などの大規模災害に対応するため、総合共済の補償の拡充と特約を新設することにより、ニーズに合った加入が出来るようになりました。改善内容は平成30年4月1日以降の契約から適用されます。

総合共済

加入限度額の引き上げ

加入限度額が総合共済で現在の2,000万円から4,000万円に引き上げられます。火災共済・総合共済を合せて1棟あたり1億円まで加入できます。

火災共済
6,000万円

+

総合共済
4,000万円

=

加入限度額
1億円

総合共済

地震等による補償割合の引き上げ

地震等による損害が発生した場合の補償割合が30%から50%に引き上げられます。

特別費用共済金の支払対象事故の追加

特別費用共済金とは火災等の事故により80%以上の損害を受けたとき、共済金額の10%（200万円が限度）をお支払していましたが、今回の改善で自然災害（地震等を除く）も対象となりました。

火災共済

総合共済

小損害実損填補特約を導入 ※

損害額が30万円以下の小損害について、実際の損害を補償します。

（1棟当たり1,000万円以上の加入の場合に付帯することができます）

火災共済

総合共済

臨時費用共済金の給付割合限度を引き上げ、選択制を導入 ※

臨時費用共済金の給付割合は、損害共済金の20%（250万円が限度）となっておりましたが、給付割合を10%・20%・30%のいずれか選択できるようになりました。

火災共済

総合共済

掛金率が変更になります

今回の仕組み改善にともなって、掛金が変更となります。

※ 特約は付帯することにより対象となります。